

遠隔手話通訳のモデル事業が始まります



遠隔手話通訳とは？

聴覚障害のある方と窓口職員の対面での会話を
タブレットのビデオ通話機能を使って、手話通訳者が通訳します。

使える窓口 八幡西区役所 各課窓口 など

対象者 聴覚に障害のある方で、手話通訳者による意思疎通支援を
必要とする方

実施期間 令和5年1月4日 から 令和5年3月31日 まで

対応日時 平日(火曜日を除く) 午前8時30分から午後5時まで

事前予約 不要

利用料 無料

～利用のイメージ～



※通訳者は離れた場所からビデオ通話で
通訳します

- ①窓口の職員に、手話通訳が必要であることを伝えます。
- ②職員がタブレットのビデオ通話機能を使って、手話通訳者とつながります。
- ③タブレットを通して、手話通訳を実施します。



サービスに関するお問い合わせ

公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会
(市立聴覚障害者情報センター 内)

TEL:093-645-1216 FAX:093-645-3335

北九州市役所 保健福祉局障害福祉企画課

TEL:093-582-2453 FAX:093-582-2425